

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した法人事業税、地方法人特別税及び法人都民税（以下、併せて「法人事業税等」という。）の更正決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 2 年 9 月 2 5 日付けでした平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）に係る法人事業税等の更正決定処分（内容は別紙処分目録のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法又は不当を主張し、その取消しを求めている。

課税処分がされているが、実体は赤字決算であるため、課税免除を求める。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年8月31日	諮問
令和3年11月29日	審議（第61回第3部会）
令和3年12月23日	審議（第62回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 人格のない社団等について

地方税法（以下「法」という。）によれば、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの（以下「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、法人の事業税、法人の都道府県民税及び市町村税に関する規定が適用される（72条の2第4項、294条8項、24条6項）。また、地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）によれば、人格のない社団等は、法人とみなして、地方法人特別税に関する規定が適用される（4条）。

(2) 法人事業税について

ア 法によれば、法人事業税の納税義務者は、道府県（1条2項の規定により、都と読み替える。以下同じ。）に事務所又は事業所を有する法人である（72条の2第1項）。

そして、人格のない社団等は、法人事業税のうち、所得割額の納税義務者となり（同項1号ロ）、所得割の課税標準は、各事業年度の所得とされる（72条の12第1号ハ）。

イ 事業を行う法人は、各事業年度終了の日から2月以内に、確

定した決算に基づき、道府県に申告納付しなければならないとされる（法 72 条の 25 第 1 項）。

そして、道府県知事（法 1 条 2 項の規定により、都知事と読み替える。以下同じ。）は、法人事業税の納税義務があるものが申告書を提出しなかった場合、当該法人の当該事業年度に係る法人税の課税標準があるときは、当該法人税の課税標準を基準として、当該法人の所得割に係る所得及び所得割額を決定するものとされる（法 72 条の 39 第 2 項）。

(3) 地方法人特別税について

ア 暫定措置法によれば、地方法人特別税の納税義務者は、法人である（5 条）。

そして、地方法人特別税の課税標準は、基準法人所得割額（法の規定により標準税率によって計算した所得割額。3 条 5 号）とされる（8 条）。

イ 法人事業税の申告義務がある法人は、基準法人所得割額を課税標準として算定した地方法人特別税の額等を記載した申告書を、法人事業税の申告の例により、同申告と併せて、道府県知事に提出しなければならないとされる（暫定措置法 11 条）。

そして、地方法人特別税の賦課徴収については、法人事業税の賦課徴収の例により、法人事業税の賦課徴収と併せて行うものとされる（暫定措置法 10 条）。

(4) 法人住民税について

ア 法によれば、特別区に事務所又は事業所を有する法人については、都は法 4 条 2 項 1 号の道府県民税及び法 5 条 2 項 1 号の市町村民税を課するものとされ（734 条 2 項 2 号）、この場合、両税を合わせて一の税とみなし、法人住民税と読み替え、市町村民税に関する規定を準用することとされている（同条 3 項）。

そして、法人住民税は、均等割額及び法人税割額の合算額と

なり（294条1項3号）、均等割の税率は、人格のない社団等は年額7万円であり（52条1項及び312条1項。東京都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）106条1項）、法人税割の課税標準は、法人税額である（292条1項3号イ）。

イ 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、法人税の申告書の提出期限までに、法人税額を課税標準として算定した法人税割額、均等割額等を記載した申告書を、道府県知事に提出しなければならないとされる（法321条の8第1項）。

そして、道府県知事は、納税者が申告書を提出しなかった場合、その調査によって、申告すべき確定法人税額、法人税割額及び均等割額を決定するものとされる（法321条の11第2項）。

(5) なお、東京都知事の都税に関する賦課徴収に関する権限は、納税地を所管する都税事務所に委任されている（法3条の2、条例4条の3）。

2 本件処分について

これを本件についてみると、請求人は、令和2年5月15日に法人税の確定申告を行っているところ、本件事業年度に係る法人事業税等の確定申告書を処分庁に提出しなかったことが認められる。

そこで、処分庁は、

- (1) 請求人の本件事業年度に係る法人税の課税標準を基準として、請求人の所得割に係る所得及び所得割額を決定して（上記1・(2)参照）、法人事業税の更正決定を行い、
- (2) 上記(1)の所得割額を課税標準として（上記1・(3)参照）、地方法人特別税の更正決定を行い、
- (3) ①請求人の確定法人税額を課税標準として、法人住民税の法人税割額を算定し、②均等割の税率によって法人住民税の均等

割額を算定し、これらを合算して法人住民税の更正決定を行い（上記 1・(4)参照）、これらの更正決定を請求人に通知して、本件処分を行っていることが認められる。

そして、請求人が該当する人格のない社団等は、法人とみなして、法人事業税等が課されることからすれば（上記 1・(1)参照）、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに基づき適正になされたものということができ、違算も認められない。

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり主張する。

しかし、上記 2 に述べたとおり、本件処分は法令等の定めに基づいて適法になされたものであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙（略）